

平成27年 7 月13日

第30回総務大臣と指定都市市長との懇談会

午後 3 時30分開会

○司会（事務局長） 定刻となりましたので、ただいまから総務大臣と指定都市市長との懇談会を開催させていただきます。

指定都市市長会事務局長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、お手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。次第、出席者名簿、配席図、要請書でございます。よろしいでしょうか。

それでは開会に当たり、指定都市市長会を代表いたしまして、会長であります林横浜市長から御挨拶申し上げます。

○横浜市長 指定都市市長会会長の林文子でございます。高市総務大臣におかれましては、公務御多忙の中、指定都市市長との懇談会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。また、二之湯副大臣、あかま政務官を初め、多くの総務省幹部の皆様にも御出席をいただき感謝申し上げます。日ごろから指定都市市長会の運営に大きな御支援をいただいておりますので、この場をおかりして重ねて御礼申し上げたいと思います。

総務大臣と指定都市市長との懇談会は、今回で30回目の開催でございます。私ども指定都市市長会にとりまして、その時々々の地方自治に関する課題を、総務大臣を初め皆様と率直に語り合うことのできる大変貴重な機会でございます。本日の懇談会におきましても、私ども指定都市が直面する課題、日本の成長に貢献するために乗り越えるべき課題について、先ほど開催した指定都市市長会議で決定した要望書に基づいてしっかりとお伝えしてまいります。大都市制度、地方分権改革、地方財政制度など、いずれも喫緊の課題でございます。高市総務大臣を初めとする皆様には、ぜひとも御理解賜りたく存じます。

指定都市の人口は20市総計で2700万人に上ります。実に日本の人口の5人に1人が指定都市で暮らしております。私ども指定都市は、子育て、福祉などのソフトから都市インフラなどのハードに至るまで、基礎自治体として日々の市民生活を支えると同時に、大都市としての力を発揮して、あらゆる施策に先進的に取り組み、都市課題の解決モデルを国の内外へ発信していく使命がございます。さらに、それぞれの地域の経済圏の中心として、地方創生を実現して、日本の成長を牽引していく役割を担っております。高市総務大臣を初め総務省の皆様には、今後とも指定都市20市を応援していただきますようによろしくお願ひいたします。

本日は限られた時間でございますが、忌憚のない意見交換をさせていただきますので、

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○司会 次に、総務省の政務三役の皆様から御挨拶を頂戴したいと存じます。

高市大臣、どうぞよろしく願いいたします。

○総務大臣 皆様、こんにちは。総務大臣の高市早苗でございます。本日は、二之湯副大臣、そしてあかま大臣政務官、そして大石次官を初め総務省幹部の面々と、そして林会長様を初め指定都市市長の先生方と意見交換をさせていただく機会をおつくりいただき、まことにありがとうございます。

指定都市は、まさに都道府県に比肩する権限を有する基礎自治体として、全国の市町村をリードする先駆的な行政に日々取り組んでいただいております。深く敬意を表させていただきます。

総務省におきましても、指定都市制度の見直しを内容としました地方自治法改正法を昨年成立させまして、来年4月より施行の予定でございます。その中でも、連携協約を用いた連携中枢都市圏など市町村間の連携の推進というのは、これからの地方行政において非常に重要なものだと考えております。既に指定都市の皆様には、地域の中核として、千葉市、新潟市、静岡市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市においてお取り組みをいただいております。今後ともぜひ積極的なお取り組みをお願い申し上げます。

また、本日御出席の5つの指定都市におきまして、来年5月の伊勢志摩サミットに合わせて関係閣僚会合が開催されます。まことにおめでとうございます。さらに、日本で開催されるラグビーワールドカップ2019についても5つの指定都市が開催市となっています。ラグビーの場合、1つの試合から次の試合までかなりの期間をあけることとなりますので、特に外国人の観光客の方の滞在日数が非常に長いと思います。ぜひこうした国際的なイベントにおきまして、指定都市の皆様の御協力をいただきながら、地方の多様性を世界に発信して、世界における日本の地方のプレゼンスを高めていただきますよう御協力をよろしく願い申し上げます。

総務省は、先生方はもう御承知のとおりのことでございますが、地域経済好循環推進プロジェクトということを掲げまして、ローカル10,000プロジェクトや分散型エネルギーインフラプロジェクトを推進しております。先般、私も夕張市で具体の事例を視察してまいりましたが、可能性を秘めた地域資源というのは全国各地にあるんだなということを痛感

いたしました。これらのプロジェクトを全国展開して、やはり雇用をふやす。経済の好循環を拡大して、ぜひとも地方からGDPを押し上げる、そういう気概を持って皆様方とともに取り組みを進めたいと思っております。

また、地方への人の流れも創出します。3月に開設した移住・交流情報ガーデンは、4000人を超える方々が御訪問いただいております。また、全国の仕事や住まいなどのデータを提供する全国移住ナビも本格稼働しまして、この夏には全国キャンペーンを展開いたします。

それから、新しい仕事の形ということで、総務省ではテレワークを提案しておりますけれども、地方に移住しても自宅やサテライトオフィスなどで大都市部の仕事に取り組むことが可能となるということで、一歩進んだテレワーク、ふるさとテレワークの提案を全国各地からいただきました。いつでもどこでも仕事ができる環境、これを全国で整えてまいりました。

こういった取り組みですけれども、地方の皆様の御協力なくしては成り立ちませんので、ぜひ地域の核であり、地域経済のエンジンである指定都市の皆様方には一層の取り組みをお願い申し上げます。

また、地域経済再生とともに財政健全化の取り組みも、これは非常に重要です。先日閣議決定をしました骨太の方針でございますが、一般財源総額については2018年度までにおいて2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するという文言を盛り込むことができました。チャレンジする地方の支援、地方行政のサービス改革、地方税財政の改革を具体化してまいります。

さて、いよいよことしの10月5日からマイナンバーの付番通知が始まります。これですまじなどが起こりませんように、通知カードは国民の皆様に簡易書留で送付されますし、その通知カード自体にも偽造防止措置が施されるということなどを国においてもしっかりと周知をしてまいります。やはりさきの日本年金機構における個人情報流出事案というのは、住民情報を扱っていただいている自治体について非常に重大な警鐘を鳴らしました。総務省におきましても、6月24日に全国の自治体の情報セキュリティ責任者の皆様にお集まりいただきまして研究会議をいたしました。それから、7月9日には総務省に自治体情報セキュリティ対策検討チームを立ち上げまして、今専門家による検討を、もう抜本的な対策をとにかくつくり上げてくれということで、かなり急いで対応を進めていただいております。マイナンバーの施行に合わせまして、指定都市においても、この個人情報の管

理に関する周知、対策を徹底してお進めいただきますようお願いをいたします。

それから、ことし1月17日阪神・淡路大震災から20年が経過しました。東日本大震災からの復興も道半ばでございます。昨年の広島市の土砂災害も大変なことございました。ことしになりまして、夕べも、けさ未明、地震が発生しましたけれども、本当に日々災害への取り組み、そしていざというときのリーダーシップということで、各市長様におかれましては緊張した日々が続いていると思います。とにかく地域防災力の充実強化というのは大変大きなテーマです。2月に大臣書簡をお送りいたしましたけれども、女性消防職、団員の拡充ですとか、大学生等の消防団加入、それから消防団で活躍された大学生に証明書が出ますので、これをまた職員採用などのときのお役に立てていただきますようお願いをいたします。

それから、サミット開催などに向けました消防特別警戒体制の構築、大規模イベント開催に向けた対策にも取り組んでまいりますので、御協力をお願いします。

いろいろお願いを申し上げることばかりでございますが、総務省は、皆様に一番身近で、そしてまた皆様から一番お知恵をおかりしなければならない役所でございますので、本日忌憚ない意見交換ができたらと思っております。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○司会 では、二之湯副大臣、よろしく願いいたします。

○総務副大臣 副大臣の二之湯でございます。私は、京都市の市議員を17年間やってまいりました。そのときにいつも思ったのは、指定都市と言っても、みずからの行政区域内だけのことを考えるんじゃなくて、近隣の市町村との連携というものをやっぱり視野に入れて行政を進めていただかなきゃならぬと、こう思うわけでございます。したがって、私は、京都の場合、特に京都市が非常に大きい町でございますから、この二重行政の解消のために府議員さんとの勉強会を重ねまして、二重行政の解消、あるいはグレート京都都市の構想というものをいろいろと勉強させていただいたわけでございます。

ぜひとも指定都市の市長さんにおかれましては、いわゆる道路交通網、観光あるいは医療と、こういう面で広い視野に立った行政を進めていただきたいと、このように思うわけでございます。国のほうも連携中枢都市圏構想だとか、あるいは都道府県との調整会議というのもできたわけでございますから、そういうものを生かして、ひとつぜひとも地域の

いわゆる中核都市としての責任と、そして周辺を引っ張っていくようなリーダーシップを発揮していただきたいと、このように思うわけでございます。(拍手)

○司会 ありがとうございます。

あかま政務官、よろしく願いいたします。

○総務大臣政務官 大臣政務官のあかまでございます。私は、あそこに相模原市とございます。加山市長がおります。相模原の選出でございます。その横には川崎市長、神奈川県議会議員時代に同僚でございました。

ことしは地方創生元年でございます。地方の多様性、地方の個性、独自性、これが求められるんだと。当然大都市制度にあっても多様性、独自性、個性というものが生かされなければならない、そう思っております。ざっと拝見すると、大変個性豊かな市長さんがおられます。ぜひその個性というものがうまく、うまく指定都市制度に生かされ、そして国とともにパートナーシップを持って、この日本という今厳しい現実に直面する中でうまく乗り越えられればと思っております。

きょうの懇談会の席がすばらしい、双方の発展になることを期待しながら御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。(拍手)

○司会 政務三役の皆様、ありがとうございます。

本日御出席の皆様方につきましては、お手元に名簿をお配りさせていただいております。時間の都合もございますので、御紹介は省略させていただきます。

次に、先ほどの指定都市市長会議において採択された要請書を総務大臣へ提出させていただきますと存じます。

それでは、高市大臣、林会長、よろしく願いいたします。

(要請書手交)

○司会 高市大臣、林会長、ありがとうございます。

報道関係の皆様申し上げます。カメラ撮影はここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、懇談に入らせていただきます。

これ以降の進行につきましては林会長にお願いしたいと存じます。林会長、よろしくお

願いたします。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、早速懇談に入らせていただきます。

本日の終了予定時間でございますが、4時半でございますので、どうぞ進行に協力をお願いしたいと思います。

ただいま私から高市大臣へ提出させていただきました要請書の各項目について御説明を申し上げます。全ての説明が終わりました後に、高市大臣から御発言いただければと思います。

それでは、1つ目でございます。「更なる地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現」について、門川京都市長から御説明いたします。願いたします。

○京都市長 高市大臣、ありがとうございます。また、二之湯副大臣、あかま政務官、また事務次官を初め、皆さん、ありがとうございます。

特に二之湯副大臣、京都の市議員を長年されて、全国市議会議長会の会長もされました。常に指定都市のことだけではなくに、水平連携、そうしたことを主張してこられ、また地方分権改革に非常に造詣も深く、頼りにしております。よろしく願いたします。

地方創生元年であります。人口急減、また少子高齢化、厳しい財政、その中で総務省が果たしていただく役割は極めて大きゅうございますし、我々政令指定都市が果たす役割も極めて大事であります。20の政令指定都市は、規模も歴史的な背景、文化的にも極めて多様であります。例えば浜松市や京都市のように、市域内に過疎地限界集落を多く抱えている都市から多様な都市がございますが、何よりも過疎地域も含めた周辺市町村との水平連携をさらに強め、圏域全体、また日本全体の調和のある発展のために指定都市が役割を果たしていく、これが何より大事だ、このように考えております。そうした役割を果たすためにも分権改革等々が大事でありますので、よろしく願したいと思います。

1つの例を申し上げたいと思います。高齢化の例でございます。2040年までに政令指定都市20市の生産年齢人口は1800万人から1350万人に、4分の3に減少します。65歳以上の人口、高齢者ですが、600万人から900万人に1.5倍になります。75歳以上となりますと約300万人から500万人と1.7倍近くになります。これは東京都23区が43%ふえるのに対して、政令指定都市は51.4%ふえる、こういう状況であります。したがって、全国で最も高齢化が厳しくなる。そして、社会保障にかかる費用でございますが、一般会計の負担は現在

1兆円が2兆4000億円になる、2.4倍になる、こういうことであります。徹底した行財政改革が大事であります。効率的な行政が大事であります。

そして少子化対策、地域住民に最も近い基礎自治体として、自助、共助、公助、持続可能な社会保障を含めた都市経営へと努力をしなければ、政令指定都市はもとより、日本の未来が描けない、こういうところで、我々は主体的な改革を進めていく。同時に、国に対してそうした都市経営が自立的に推進できる権限、財源の移譲、これを求めています。

地方自治制度の原則は基礎自治体優先でございます。住民に一番近い身近な基礎自治体、住民の悩みも、また可能性も最もわかり、それを引き出せる。さらに、周辺自治体と水平連携した役割を果たす。そして課題解決を図っていく。そのために取り組まねばならないと決意しています。そして、都道府県は、広域調整など基礎自治体が担うことのできない機能のみ担う、これが原則でございます。

地方創生、特に少子化、人口減少社会、これらは1人1人の人間の生き方、各地域の住民が自分のこととして主体的に考え、行動しなければ実現できません。住民参加、住民のやる気、意欲を引き出す、そうしたことが一番大事なとき、すなわち地方創生と地方分権改革は軌を一にするものである、このように考えております。

道州制を見据え、大都市制度、多様な大都市制度が必要だと思いますし、とりわけ特別自治の実現を要望しています。そして、何よりも地方分権改革には権限と税財源の移譲を積極的に進める必要がございます。第30次の地方制度調査会の答申も踏まえていただきまして、踏み込んだ改革を推進していただきますように、よろしく申し上げます。

○横浜市長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、2の項目でございますが、「地方財政制度の再構築」につきまして、北橋北九州市長より御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○北九州市長 高市大臣を初め総務省の皆様方には、地方自治体の発展のために格別の御尽力いただいておりますことを厚くお礼を申し上げます。

地方財政の再構築ということで幾つか主要な点を書かせていただきました。

骨太の方針で2020年の基礎的財政収支黒字化という健全化目標であります。地方においても国と同様にしっかりと歳出削減に取り組むということでもあります。私どもも行財政改革の重要性はひとしく認識をしております。ただ、国の歳出削減を目的に、一方的に地

方の歳出削減となりますと、私どもは将来、大変懸念をするものであります。地方交付税につきましては、特別枠別枠加算というものがこれまで交付税総額の確保につながっております。骨太の方針で危機対応モードから平時モードへと切りかえを進めるということですが、昨今の子ども・子育て支援への住民の期待は大変高まっておりますし、高齢化に伴う財政支出はすごい勢いでふえております。そこで、歳出特別枠別枠加算の堅持とともに、地方の財政需要を的確に見込んでいただきまして、交付税総額の必要額を確保していただきますようお願い申し上げたいと思います。

今年度から法定率の見直しが行われました。しかし、臨時財政対策債という補填措置を講ずることになっております。この臨財債につきましては毎年お願いをしていることですが、市債発行の抑制、市債残高削減の取り組みの支障になっております。国、地方を通じて歳出削減の努力をいたしましても、なお生ずる財源不足の解消につきましては、交付税の法定率のさらなる引き上げによって対応していただきますように、また、臨財債は速やかに廃止してほしいというのが、私どもの共通の思いでございます。

また、地方交付税は、釈迦に説法でございますが、国の義務づけ、政策誘導のための補助金のような制度ではございません。地方固有の共有財産でありますので、ぜひ国民に対しても周知をしていただければ幸いです。

結びに、地方法人税のことですが、法人住民税の法人税割、昨年度から改正になりました。この制度は、私どもの受けとめとしましては、単なる地方間の税収の再配分ではなかろうかと。地方独自の税源を減少させて地方の自立を妨げるという点で、地方分権の趣旨に逆行しているのではなかろうかと、そんな議論があるわけですが。自治体による行政サービスの受益に対して、法人の負担という関係を見えにくくする点で、受益と負担の原則にもいろいろと課題があるのではないかとということで、この制度を撤廃して、法人住民税の復元が必要ではないかと私ども指定都市市長会は考えているところでございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○横浜市長 ありがとうございます。

それでは、次のページ、3つ目の項目でございます。「大都市税源の拡充強化」について、鈴木浜松市長より御説明させていただきます。

○浜松市長 それでは、よろしくおん願いを申し上げます。同じ釜の飯を食った高市大臣と

こうしてこの場でお目見えするというのは、大変感慨深いものがございます。ぜひ我々政令市の要望をお聞き届けいただきますようお願い申し上げます。

私からは、大都市税源の拡充強化という点についてお願いしたいと思います。お渡ししました要望書の中に4点項目がございます。

1点目は、大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充していただきたいというものでございます。先ほど、冒頭の話にもありましたとおり、実はこの政令市だけで2700万人の人口を抱え、5人に1人が政令市に住んでいるという状況でございます。一方で私たちは、六団体でいえば市長会に所属をしております、800ある市のうちの1つでございますけれども、そういう意味で、そうした団体の一部でありますけれども、その状況を考えますと、やっぱり大都市としてのさまざまな財政需要というのを抱えておりました、ぜひそうした大都市特有の財政需要に対する措置をお願いしたいと。特に、そこにも書いてありますように、配分割合が極めて低いということで、一律に考えられますとこういう状況になりますけれども、ぜひ私どもの特有の状況というものについても御配慮いただきたいというのが1点でございます。

それから2番目は、事務配分の特例によりまして、道府県から指定都市に移譲されている事務権限及び新たに国、道府県から移譲される事務権限について、所要額が税制上措置されるよう、国、道府県からの指定都市への税源移譲を行っていただきたいというものでございます。今、道府県から政令市への事務権限の移譲というのはかなり進んでいるわけでございますけれども、仕事だけ来て、結構これは財源が来ていないというのが実態でございます、その点にもありますように、税制上の措置不足額が約1900億円あるということでございます。ぜひこうしたこのねじれた状況を解消するためにも、仕事に見合った税源移譲をお願いしたいというものでございます。

それから3点目は、法人実効税率をさらに引き下げの場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行っていただきたいというものでございます。これはもちろん、日本が国際競争力を維持していくために、法人実効税率を下げていくということについては、私どもも一定の理解をいたしますけれども、その際、この大事な税源であります法人住民税に影響が出ないように、これはまた財政当局とぜひしっかりと交渉していただければと思います。

4点目が大都市特例事務のうち、国道、道府県道の管理分につきましては、自動車取得

税交付金を上乗せする特例措置というものが設けられておりますが、消費税率10%引き上げ時には、この取得税が廃止をされるということになっております。そうしますと、この特例措置もなくなり、税制上の措置不足額が拡大をするために、これは代替措置を講ずることをぜひお願いしたいということでございます。

以上、4点につきましてお願いを申し上げます。

○横浜市長 ありがとうございます。

それでは、最後に、次のページの4でございますが、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施にかかる個人情報保護対策の徹底」につきまして、熊谷千葉市長より御説明をさせていただきます。

○千葉市長 千葉市長の熊谷でございます。きょうは、高市大臣、二之湯副大臣、そしてあかま大臣政務官、お時間を頂戴して大変ありがとうございます。そして、大石事務次官以下、総務省の幹部の皆様方もありがとうございます。大石次官は千葉市御出身、そして坂本消防庁長官は、以前千葉県副知事として大変お世話になりましたので、こういう懇談の場を設けることができ大変うれしく思っております。

私からは、社会保障・税番号制度の実施にかかる個人情報保護対策の徹底について要望させていただきたいと思っております。

先ほど高市大臣からも日本年金機構の情報流出に係る問題について、御指示の内容についてもお話をいただいたわけでありまして、大変多くの方々が行政の持つ個人情報の管理について不安を持っている中で、これから始まるマイナンバー制度というのは、日本が今後どういうふうな行政と国民の関係をつくっていくか、この上においても大変重要な制度だというふうに思っております。国民の信頼のもとで進めていく必要があると考えております。それに当たりまして、マイナンバー制度の実施に当たって、個人情報の漏えいなどに対する市民の不安を払拭するために、制度面やシステム面の個人情報保護対策について万全の措置を講じた上で、これを継続的に見直すとともに、国が十分な説明、広報を行っていただきたいと思っております。

また、私個人的に民間で個人情報やセキュリティーの対策をしてきた人間とすると、大変行政の既存システムにおいても、運用面においてまだまだ見直すべき項目が多々あるかというふうに思っております。どうしてもマイナンバーだけが注目されがちであります

が、既存システムにおける運用面、ここも信用がなくなってしまうてはマイナンバー制度そのものも信頼性が失われていくと思いますので、私はそれぞれの地方自治体、これは国も含めてかもしれませんけれども、個人情報、セキュリティー対策について、どういうふうに運用面も含めて信頼を勝ち取れる体制をつくっていくのか、ここは大変重要なポイントではないかな、そういうふうに思っております。

そして2点目でございますが、今後、日本年金機構の情報流出を受け、新たな個人情報保護対策が行われる場合には、国において、関係省庁間で十分な情報共有を図っていただきまして、地方自治体への早期の情報提供に努めるとともに、技術的な支援も行っていただきたい、そういうふうに思います。

そして3点目に、個人情報保護対策の徹底に当たりましては、地方に新たな経費負担が生じることがないように、引き続き国の責任において必要な財政措置を講じていただきたい。マイナンバーに関しては、システムも改修がございましたけれども、地方自治体が負担する実費相当でなかなか支援というのが難しいような状況もございますので、ぜひこの部分については意識をしていただければと思います。

最後に、マイナンバーに関しては、何といたっても多くの方々にこの利便性が認識をされるためには、地方自治体が国民、市民の皆様方に実感が伴うような利便性の高いサービスを提供していくこともあわせて大変重要であろうと思っております。先般、指定都市市長会議のほうからもマイナンバーカードの交付について、普及が広がるような形での交付方式について提案をさせていただきまして、それについても採用される方向性というふうに伺っておりますので、我々地方自治体も国と連携しながら、個人情報セキュリティー対策の拡充とあわせて国民がこの利便性、価値を実感していただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。

各項目の御説明は以上でございました。

それでは、高市大臣より御発言をお願いしたいと思います。

○総務大臣 林会長を中心に要請書をお取りまとめいただき、ありがとうございます。

まず、京都市の門川市長からお話をいただいた点ですが、大都市制度の見直しにつきま

しては、第30次地方制度調査会の答申において、特別市、仮称となっておりますが、この意義を認めつつも、住民代表機能のある区の必要性、それから警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念といった課題が指摘され、そのため、まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により、実質的に特別市に近づけることを目指すこととし、これらの課題は引き続き検討を進めていく必要があるということになりました。この答申を受けまして、指定都市へのさらなる権限移譲を図る第4次一括法と、それから指定都市と都道府県の間を、二重行政を解消するための指定都市都道府県調整会議の設置ですとか、総合区制度の創設等を内容とします地方自治法の一部改正法が成立したところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この指定都市制度に関する地方自治法の改正は平成28年4月に施行されますので、総務省としては、まずはこの特別市については今回の法改正の運用状況を踏まえながら考えていくべき課題だと思っております。

それから、北九州市の北橋市長から御説明をいただきました件ですが、地方団体が、防災対策ですとか地方創生など、重要課題に取り組みながら安定的に財政運営を行えるように必要な地方の一般財源総額をしっかりと確保するということが重要だと認識しております。経済財政諮問会議において相当厳しい民間議員とのバトルがございましたけれども、守旧派と言われつつも、私から主張してまいったところであります。

先日閣議決定されました骨太方針2015において、先ほどちょっと触れましたが、地方財政についての書きぶりですが、地方の一般財源総額について、2018年度までにおいて2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的にどう水準を確保する。さらに、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革に取り組むこととし、別枠加算や歳出特別枠については、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めるというふうに書き込みました。ポイントは、経済再生に合わせという文言を挿入したことであります。これは私の主張を取り入れて取りまとめたいただいたものですので、これからも、全国どこに住んでいても必要な行政サービスはしっかりと確保しながら地域経済再生を加速させて、地方税収の増収につながる取り組みというものに力を入れてまいりたいと思っております。

それから、同じく北九州市長から、地方財政の健全な運営のために臨時財政対策債等の借り入れによる対応ではなく法定率の引き上げにより交付税総額を安定的に確保するというお話ですが、私もこれが望ましい方向だと考えております。平成27年度におきまして、交付税原資の安定性の向上充実を図るために地方交付税の法定率を見直したところです。

これは本当に長年の悲願でございました。今回の法定率の見直しを実施しましたけれども、それでもなお巨額の財源不足が生じておりまして、国、地方の折半で補填しているという状況でございます。国、地方ともに巨額の債務残高ですとか財源不足を抱えておりますので、法定率のさらなる引き上げというのは決して容易なものではないと考えてはおりますけれども、今後も法定率の見直しによる交付税総額の安定確保に向けてチャレンジを続けてまいりたいと考えております。

それから、地方消費税の充実に伴う地域間の財政力格差の縮小を図るということから、平成26年度税制改正において遍在性の大きい法人住民税、法人税割の一部を地方交付税原資化するという措置を講じました。御指摘のような考え方、要は税の哲学に係る部分ですよ。これは十分に理解できます。この際、26年度の税制改正を議論したときに消費税率10%段階における地方法人課税の偏在是正については、法人住民税、法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるということ、また、地方法人特別税譲与税を廃止するということとともに、現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うとされたんですが、その後、27年度の税制改正では消費税率10%の引き上げ時期の変更ということがございましたので、これらについては結局平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされたところですので、今後、この方針に沿って、まだちょっと時間がございますから、関係団体の御意見も踏まえながら検討していく必要があると考えております。

それから、浜松の鈴木市長からお話があった件ですけれども、今般の法人税改革ですが、課税ベースを拡大しながら税率を引き下げることによって成長志向型の構造改革を目指すものであります。平成27年度の税制改正においては、国の法人税率が引き下げられました。法人住民税法人税割は、法人税額を課税標準としているので、法人税率引き下げの影響を受けることになります。しかしながら、法人税については欠損金繰越控除の見直し、受取配当など益金不算入の見直し、それから租税特別措置の見直しといった課税ベースの拡大によって代替財源を確保しました。今後も法人税改革は進めていくわけですが、それに当たりましては地方財政に支障が生じないように地方の安定的な税財源をしっかりと確保してまいります。

千葉市の熊谷市長様からお話があったマイナンバー制度の件ですけれども、御指摘のとおり、情報セキュリティーの確保が重要であります。これはもう、制度面、システム面からさまざまな対策を行います。例えば制度面では、法律の規定によるものを除いて特定個

個人情報の収集、保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止する。それから、特定個人情報保護委員会による監視監督、不当行為を抑制するための罰則強化、システム面では、特定個人情報を一元管理しないということです。それぞれの機関によって分割管理を実施する。個人番号を直接用いないで符号を用いた情報連携を実施するということなどです。マイナンバー制度の情報セキュリティ対策につきましては、今後も関係機関と連携協力して継続的な見直しというアドバイスでございますが、そのとおり、継続的な見直しを行い、地方公共団体とも十分に連携を図りながら、国としても積極的に周知、広報活動に取り組んでまいります。

それから、日本年金機構の情報漏えい事案の原因となった標的型攻撃への対策ですが、6月2日に地方公共団体等に対しまして、個人情報を含む重要情報の適正な管理について通知を发出させていただきました。6月12日にも、既存の住基システムなどにおける個人情報の標的型攻撃対策の徹底についての通知を发出いたしました。6月24日に、さっき申し上げました緊急対策会議、これは全国の自治体のセキュリティ対策責任者に対して、また、同時中継で、全国に徹底をさせていただきました。7月9日に専門家による対策検討チームを立ち上げたということで、このチームの議論はかなりピッチを上げてやっていただいておりますので、地方公共団体における情報セキュリティ対策には万全を期してまいります。また、技術的、財政的な支援についての御依頼がございましたので、あわせてそれも検討をしてまいります。

私からざっとお答えをいたしました。税制等、平嶋局長もしくはほかの方も含めて、補足があったらお願いします。

○自治税務局長 1点、大臣からお話がありました地方法人税のお話にちょっと補足をさせていただきたいと思うのですが、この話は4年前の今ごろにさかのぼりまして、当時の民主党政権において地方消費税の引き上げをどうするかということを議論しておりました。この時期に、当時、民主党の中で片山善博大臣と与謝野大臣の間で相当激しいやりとりがあって、地方に配分するかどうかという議論がございました。それは御案内のとおり、国、地方、協議の場で議論をすることになりまして、社会保障に要する財源が国と地方でどれだけかかるかということを精査しようということで、23年の年末に5%引き上げ分のうち1.54%を地方に配分しようということになりました。

そのときに1.54%を交付税にするのか、税にするのかという議論がございましたが、や

はり地方消費税というのは地方に偏在性の少ない税だから、できるだけ地方消費税に片寄せしようということになりまして、地方消費税に1.2%、その8割を配分いたしました。としますと、不交付団体にも相当に税収が行くこととなります。不交付団体には社会保障目的でお配りする、国民にお願いしている地方消費税を上回る、社会保障財源の増を上回る地方消費税が不交付団体に行くということがわかっておりましたので、そのときに社会保障と税の一体改革の法案の中で、この上振れ分については法人関係税で調整するということがその税制抜本改革法に入ったわけでございます。ということで、今回の地方法人税の部分は不交付団体に上乗せで行っている部分を調整するという目的でございますので、御趣旨はよくわかりますけれども、そういう経過の中でぜひ御理解をいただきたいというように考えてございます。

それと、大都市に特有の税制ということでお話ございました。これは先週の記者会見で高市大臣から政府税調の答申に関してお話しされたんですけども、政令指定都市が大体0.7から1.0の間に高い財政力を持っておられる、これは今後も重要だということは我々も感じておりまして、その中で、その税収を見ると8割が個人住民税と固定資産税ということだと思います。実は政府税調のほうで個人住民税に関する議論も開始されますが、私どもとしてはやっぱり大都市税源の確保ということを考えながらやっていきたいと考えております。

それと1点、細かいお話で、自動車取得税交付金の件がございました。我々全体として自動車関係税の見直しは、中期的な税収中立でお願いしたいというふうに与党にも申し上げているところでございます。その中で、自動車取得税廃止の代替財源として、軽自動車税が引き上げられることになってございます。自動車取得税が都道府県税なのに対して、軽自動車税は、浜松の市長さんもいらっしゃいますが、市町村税でございます。その上で、自動車取得税は道路延長で配分しているんですが、軽自動車税は軽自動車があるところに配分されますので、当然、政令指定都市に軽自動車税は相当程度増収になるのではないかという見込みも立てておりますが、全体として、全体設計の中で各団体にバランスよくいくように、環境性能割の制度設計も含めて、やっていきたいと考えておりますので、また御意見を頂戴できればと思っております。

○横浜市長 高市大臣、本当にありがとうございました。国も税収が厳しい中、大変難しいお返事だと思いますけれども、本当にきっちりとお答えいただきまして、感謝をしてお

ります。

皆様、あと15分少々なのですが、お時間があります。ご発言いかがでしょうか。

○名古屋市長 それでは、名古屋でございますが、3つ。

1つは、まず市民税の減税ですけれども、平成18年に総務省の、これも実は分権改革の一つで、導入できるようになりまして、今や、自分で言うのもなんですけれども、日本中で名古屋だけです。総務省、決めたのは国会ですけれども、その方針に忠実に従っているということでございますので、ぜひそれをまず頭に置いていただきたい。5%減税です。毎年110億、行革によって出しております。

2番目は、今、指定都市は、すごく担税力がありまして、実際は、指定都市の多くが日本を支えておるわけです。だけど、指定都市発行の市債まで借金だ、借金だと言われて起債をしないようになっていくということになって、実際は銀行に金が余っておって、そのお金が東京へ集中しているのが現状です。だから、指定都市発行の市債は、いわゆる借金ではありませんので、やっぱり地方でちゃんとお金を使うようにしないと、今の東京一極集中の一つの大きなエッセンスが実はこういう民間の銀行に余っているお金の集中だということをはっきり言ってもらわないと、せっかく指定都市が頑張っているのに、身にならないわね。

最後はマイナンバーですけれども、これは大臣も御承知のように、新進党、民主党と私は住基ネットに大反対しておりまして、これにつきましては、今の年金機構の問題、それからアメリカでこの間ありましたね、1000万近くの情報が出て、担当がおやめになった。国防総省は離脱しておりますし。僕は、どっちかという、プライバシーもそうですけれども、地方自治法2条14項、要するに、無駄をしないようにしなさい。最少の経費で最大の効果を上げろという地方自治法に反していると。そうであれば、ここは施行を延期すべきだと申し上げ、そこに私の意見を付記してくれと言ったけれども、採決で否決されましたので、そのことが入っておりません。これは私もずっとかねがね言っておりますし、議会でも政府に延期を要望すると言っておりますので、これは申し上げさせていただきます。

御承知のように年末調整で扶養控除や障害者控除、たくさんあります。今でも住所や氏名でとれますけれども、その頭にみんな番号がつくようになるわけです。それを全部中小事業者の皆さんがみんなわかるわけです。ところが、皆さん忙しくて大変なんです。年

金機構でもこうだったんだけど、当然のことながら、そういうデータが漏えいしますので、これは大変なことになる。なおかつ、それで住基ネットでも名古屋は毎年1億ぐらい使っていますけれども、これは一体どういうためになったんだと。地方自治法2条14項を忠実に守る名古屋市としましては、自治体は最少の経費で最大の効果を上げないかん。そういう面からいって、私はやっぱりこのマイナンバーの施行は延期すべきである、こういうふうに申し上げておきます。

以上でございます。

○横浜市長 ただいまのは意見として申し上げましたので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○名古屋市長 意見ではなく市長としての話です。

○横浜市長 はい。そうですね。

○名古屋市長 従業員ではありませんのでね。

○横浜市長 はい。ありがとうございました。

その他、各市長さんから、ありますか。

○熊本市長 熊本市長の大西でございます。昨年12月3日に就任をいたしまして、初めて高市大臣とこうして懇談の場をいただきまして、本当にありがとうございます。また、二之湯副大臣、あかま政務官、それぞれ就任後も面会をいただきまして、いろいろ御配慮いただいておりますことに感謝申し上げます。

私のほうから、ひとつ、最近気になっていることも申し上げたいと思います。東京一極集中の是正ということで、地方へのいろいろな移住ということを言われております。当然、有力な移住先の候補地としては、やはりある程度の生活の利便性のある政令指定都市というものがひとつ大きな候補になると思っているわけです。その中で、政府が日本版のCCRCを積極的に進めていこうということで、これについてはいろいろな議論があるようではありますが、私自身は、この熊本にもしそういう元気な高齢者の方がお越しただけ

るということであれば非常にウエルカムなことで、ぜひ前向きに検討するよう、執行部のほうにも指示を出しているところでございます。

先般、日本創生会議の報告書でも、医療、介護に余力がある41の地域が発表されましたが、その中の1つに熊本市も入っております。これで、そういう医療、介護という部分では、首都圏から移住者を受け入れるという意味では非常に充実をしているということであり、一方で、厚生労働省のほうでも進めておられる地域医療構想で、今度は病床数の削減というようなことがうたわれております。これはこれで、当然医療費の抑制といったこともあるわけであり、それぞれに検討していかなければいけないと思うのですが、こういうところが少し矛盾が出てきてしまう。あるいは、整合がとれない部分が出てきてしまうのではないかなということ、この辺の整理が必要ではないかなと思います。

ですから、ぜひ、高市大臣を初め、内閣のほうでも、政府のほうでも、いろいろ省庁間を超えて、移住も含めた、どういう形で日本版CCRCを進めていくのか。そして、それと同時にそういう地域力構想も含めた進め方をどういう手順としてやっていくのかということをよく御検討いただいて、また政令指定都市のほうにもバックアップをいただければと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○横浜市長 では、堺市長、お願いします。

○堺市長 堺市長の竹山です。

先ほど門川市長から多様な大都市制度の実現という要望をさせていただきましたが、その中に将来の道州制も視野に入れてという文言がありました。私たち指定都市としては、基礎自治体である都市に権限をおろして、将来的にはやはり道州制のあるべき姿を模索していくべきだと思っています。権限と財源を徹底的に国、府県から政令市におろしていく。そして、道州のあり方を、広域でやるべきものは道州でやっていく、そういうことを目指していくべきだと思っています。最近の動きを見ていると、その話がなかなか聞こえてこなくなっていると思います。堺市は関西広域連合に入っています。関西広域連合は、国の出先機関の丸ごと移管を目指してスタートしました。ぜひとも、そういうやる気のあるところには、国の出先機関をしっかりと移管していく、そういうことを認めてもらいたいと思っています。以上です。

○横浜市長 皆様、ありがとうございました。

そろそろ終わりの時間が近づいてまいりました。恐れ入ります。高市大臣、何か一言あれば、最後によろしくお願いします。

○総務大臣 ありがとうございました。

名古屋市の河村市長、御主張は前からよく存じ上げております。マイナンバーでございますけれども、まずは住基ネットに関しましては、この間、年金機構の情報流出が発覚しましたその日の夜から翌朝にかけて徹底的にセキュリティーのチェックをし、翌週もまたもう一巡させていただきました。非常にしっかりしたファイアーウォールを設定していた。それから、不正アクセスの検知システムがしっかりしていたということもあって、おかげさまで住基ネットは無傷でございました。特に住民コードが流出しますと、それを基礎にしてマイナンバー制度をつくっていきますので、それを一番心配したんですけれども、しっかりとした対応でございました。

できたらこれを延期してほしいというお話でございましたけれども、しっかりと安全対策をした上で。税金の無駄遣いじゃないかという御批判、これもシステム整備費で約280億円かかるし、地方公共団体は国の既存システムの改修費用も約2600億円かかります。大きなお金をかけてやる新たな制度でございますが、他方でマイナンバーの導入効果、これも内閣官房の荒い試算であります。年間2400億円の増収効果もあるということで、とにかくマイナンバーについては公平公正な社会保障制度、それから税制の基盤をつくっていくということ。あと、住民サービスをしっかりと充実させる。国民の利便性の向上ですとか行政の効率化にもつながっていく基礎的なインフラでございますので、私たちも準備に万全を期し、また、広報も、限られた広報予算ですけれども、あらゆる方法を使ってと考えておりますので、何とか御理解を賜りますようお願いいたします。

また、熊本の中西市長様からお話がございましたけれども、日本版CCRCについては、内閣府、石破大臣のチームを中心に提案されました。最初の記者会見で、私、これが出てきたときに申し上げたんですけれども、私は本来、まだ若いうちに、せめて50代ぐらいで地方移住をされ、そこで一生懸命働き、納税義務も果たし、そしてまた地域になじんだ上でそこに定住していただく。そういう形が望ましいんじゃないかなと考えておりました。

また、海外での失敗例も実はあります。大昔はアメリカでサンシティーというものがありましたけれども。だから、みんなが高齢者になっちゃったときに、じゃ、どうなるんだといったようなこと。それから、さっき御指摘のあった厚生労働省の問題ですね。これも病床数削減とどう整合性がとれるのだと。若いころに介護保険料をずうっと払ってまいりますけれども、最終的にコストを誰がどう負担していくのかというようなことも含めて、やっぱり各省庁でしっかり連携しながら総合的に自信を持ってお示しできる新しい制度ということでやっていかなければ成功はしないと思っております。

他方で、期待していただく地方のほうは、新たな医療、介護のサービスが生まれていくことで、そこで若い人の雇用がまた出てくるだろうと。あと、地域資源も生かせるだろう。それと、御高齢の方もお元気な方がまた地域の活力をつくってくださるだろう。そういったお声もいただいておりますので、これは総合的にちゃんと考えてまいります。

あと、堺市の竹山市長様からお話がございましたけれども、道州制の導入ですね。これは、道州制基本法を何とか成立させますと自民党が公約をしながら、まだずるずると党内で意見が分かれています。与党の中でもまだきちっとした合意が得られていないということでございますけれども、基本法に向けて特別のチームもありますので、各党各会派で御議論いただいて、やはり県というものの位置づけをどうするのか。この間から見ていると、やっぱり合区の議論でもあれだけもめておりますので、なかなかそれぞれが愛着を持っている県というものをどう考えていくのかというところにも行き着くことかと思っております。まだいましばらく、やはり国会のほうで合意ができていくには時間がかかるのかなと思っておりますが、国の出先機関の移転については今年度かなり強力に進めてまいります。各地方からの御提案を今いただいている、待っているという状況でございますので、ぜひ積極的な御提言をお願いいたします。

きょうは本当にありがとうございました。ますますの先生方の御活躍をお祈り申し上げます。

○横浜市長 どうもありがとうございました。

では、これで懇談会を終了させていただきます。

○司会 どうもありがとうございました。

この後、4時45分から林会長及び鈴木副会長による記者会見を、翠鳳に会場を移して行

いますので、記者の皆様方、よろしくお願ひいたします。

本日は、高市大臣、二之湯副大臣、あかま政務官、総務省の幹部の皆様、本当にありがとうございました。おかげさまで大変有意義な懇談会となりました。心から感謝申し上げます。

午後 4 時32分閉会